

確定申告

平成28年分
お忘れなく

もうすぐ確定申告の時期です。皆さん申告書作成に必要な書類はそろっていますか。平成28年分の申告相談は、2月16日(木)から3月15日(水)(土・日を除く)に実施します。会場では申告書作成のお手伝いをします。書類が不足していると申告書作成ができない場合もありますので、必ず書類をそろえてご来場ください。

照会 税務課 ☎0537-851114

確定申告が必要な人

- ▼営業や農業などの事業をしている人
- ▼地代家賃や利子、配当、そのほかの所得がある人
- ▼給与の支払いを2カ所以上から受けている人
- ▼報酬(外交員、ホステス、検針員など)の収入がある人
- ▼土地や建物を売って所得(譲渡所得)があった人
- ▼雑損控除や医療費控除を受ける人
- ▼年の途中で退職し、年末調整をしていない人など

次に該当する場合には税務署の確定申告会場「JA掛川市茶業研修センター」をご利用ください。

- ▼譲渡所得がある人
- ▼上場株式などの配当所得で申告分離課税を選択した人
- ▼今回初めて住宅借入金等特別控除の申告をする人
- ▼青色申告の人
- ▼贈与税の申告をする人
- ▼消費税および地方消費税の計算が複雑である場合など、申告が長時間にわたるような場合

申告相談日程表

会場：静岡県原子力広報研修センター 1階
時間：8時30分～15時(12時～13時は受け付けません)

対象地区	相談日	対象地区
東町 本町 早苗町	2月16日(木)	新谷区
	17日(金)	
	20日(月)	
中町 大山	21日(火)	薄原区
	22日(水)	中原区
	23日(木)	白羽区
高松地区	24日(金)	白浜区
	27日(月)	新神子区
	28日(火)	上岬区
佐倉一区 佐倉三区	3月1日(水)	下岬区
	2日(木)	大山区
桜ヶ池	3日(金)	
比木地区	6日(月)	西側区
	7日(火)	女岩区
	8日(水)	広沢区
朝比奈地区	9日(木)	全地区
	10日(金)	
	13日(月)	
新野地区	14日(火)	
	15日(水)	

【会場駐車場について】申告期間中、広報研修センター駐車場は大変混雑します。市役所南側駐車場をご利用ください。

年金所得者の確定申告不要制度について

公的年金の収入金額が400万円以下で、年金以外の所得金額が20万円以下の人は、確定申告書の提出は必要ありません。ただし、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。

※ 市県民税申告については、税務課へお問い合わせください。

申告手続きには、マイナンバーの記載が必要になります。

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告手続きには「マイナンバーの記載」+「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

申告時に、番号確認書類(個人番号カードまたは通知カード)、本人確認書類(運転免許証等)の持参をお願いします。

●申告、納税期限

- ▼所得税、贈与税
平成29年3月15日(水)まで
- ▼消費税および地方消費税
平成29年3月31日(金)まで